

第 172 回

千葉県都市計画審議会

議 事 録

期 日 平成 24 年 7 月 31 日(火)
場 所 ホテルプラザ菜の花「菜の花」

目 次

議事日程

出席委員名簿

議案一覧

1. 開 会	1
2. 都市整備局長挨拶	1
3. 定足数の報告	1
4. 新任委員、県職員の紹介	2
5. 議長の指定	2
6. 議事録署名人の指名	2
7. 非公開議案等の審査	3
8. 議案審議	3
第1号議案	3
9. その他	
都市計画決定権限の移譲について	1 1
10. 閉 会	1 2

第172回千葉県都市計画審議会 議 事 日 程

平成24年7月31日（火）

- 1 開 会
- 2 都市整備局長挨拶
- 3 定足数の報告
- 4 新任委員、県職員の紹介
- 5 議長の指定
- 6 議事録署名人の指名
- 7 非公開議案等の審査
- 8 議案審議
第1号議案
- 9 その他
都市計画決定権限の移譲について
- 10 閉 会

第172回千葉県都市計画審議会
 平成24年7月31日（火曜日）
 於・ホテルプラザ菜の花 3階 「菜の花」
 午後1：30～午後2：30
 出席委員 23名

第172回千葉県都市計画審議会出席委員名簿
 (順不同敬称略)

構成	氏名	摘要
学識経験者	北原理雄	都市計画
	屋井鉄雄	都市計画・土木
	鎌野邦樹	法律
	小島信夫	経済
	田代順孝	土木・造園
	伊藤勲	農業
	恵小百合	環境・衛生
県議会の議員	本清秀雄	千葉県議会議員
	浜田穂積	千葉県議会議員
	佐藤正己	千葉県議会議員
	服部友則	千葉県議会議員
	横堀喜一郎	千葉県議会議員
	加藤英雄	千葉県議会議員
	松戸隆政	千葉県議会議員
関係行政 機関の職員	居戸利明 (代理・越渡康弘)	財務省関東財務局長 千葉財務事務所次長)
	佐藤和彦 (代理・三善浩二)	農林水産省関東農政局長 農村計画部農村振興課長)
	梁嶋利道 (代理・小澤元樹)	経済産業省関東経済産業局総務企画部長 総務企画部企画課課長補佐)
	神谷俊広 (代理・岩崎英一)	国土交通省関東運輸局長 千葉運輸支局首席運輸企画専門官)
	下保修 (代理・遠藤和重)	国土交通省関東地方整備局長 千葉国道事務所長)
	鎌田聡 (代理・嶋田英明)	千葉県警察本部長 交通部参事官兼交通規制課長)
市町村の長を 代表する者	小坂泰久	酒々井町長
市町村議会の 議長を代表 する者	小川智之	千葉市議会議長
	中村秀美	長生村議会議長

第 1 7 2 回 千 葉 県 都 市 計 画 審 議 会 議 案 一 覧

平 成 2 4 年 7 月 3 1 日

第 1 号 議 案 流 山 都 市 計 画 道 路 の 変 更 に つ い て

1. 開 会

司 会 定刻となりましたので、ただいまから第172回千葉県都市計画審議会を開催いたします。

2. 都市整備局長挨拶

司 会 はじめに田中都市整備局長よりご挨拶を申し上げます。

田中都市整備局長 都市整備局長の田中でございます。

連日厳しい暑さが続いている中、委員の皆様方には大変お忙しいところをご出席いただき、まことにありがとうございます。

本日の審議会は本年度最初の審議会でございますので、新たにご就任いただきました委員の方々や県の職員を後ほど紹介させていただきます。

さて、議案といたしましては都市計画道路の変更が1議案ですが、大変重要な議案でございます。

議案の内容等につきましては後ほど担当課から説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

また、第2次地域主権改革一括法による都市計画法令の改正に伴い、本年4月1日から、県から市町村へ都市計画決定権限が移譲されております。この権限移譲により都市計画審議会でご審議いただく内容がどのようになるかなどについて、後ほど「その他」として事務局より報告させていただきます。

甚だ簡単ですが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 続きまして、配付資料の確認をお願いいたします。

1. 第172回千葉県都市計画審議会議案書
2. 議事日程
3. 委員名簿
4. 座席表
5. 第2次一括法による都市計画決定権限の移譲についてのA4 1枚の資料

以上でございます。

不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。

3. 定足数の報告

司 会 続きまして、事務局より定足数の報告をお願いします。

事務局 定足数について報告いたします。

本日の出席委員は、委員定数28名のうち現在のところ22名で、千葉県都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、2分の1以上の出席をいただいております。会議は成立しております。

以上でございます。

4. 新任委員、県職員の紹介

司 会 次に、本審議会委員のうち新たにご就任いただいた方を紹介いたします。

市町村議会の議長を代表する委員として市川市議会議長の加藤様にご就任いただいておりますが、本日は所用により欠席されております。

続きまして、関係行政機関の委員として、農林水産省関東農政局長の佐藤様に新たにご就任いただいておりますが、本日は、代理として関東農政局農村計画部農村振興課長の三善様にご出席いただいております。

以上で、新たにご就任いただいた方の紹介を終わります。

なお、本日も出席の委員の方については、お手元の座席表をもって紹介とさせていただきます。

続きまして、本日は本年度第1回目の審議会ですので、県の出席職員を紹介いたします。

田中 都市整備局長でございます。

鯉淵 県土整備部次長でございます。

早川 県土整備部次長でございます。

宮下 県土整備部次長でございます。

若狭 都市計画課長でございます。

豊原 県土整備部副技監でございます。

保坂 都市計画課副課長兼都市計画室長でございます。

鵜山 道路整備課長でございます。

一松 市街地整備課長でございます。

以上で職員の紹介を終わります。

5. 議長の指定

司 会 それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会は、千葉県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、北原会長、よろしくお願いたします。

会 長 皆さん、こんにちは。大変暑い日が続きますが、お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。

それでは議長を務めさせていただきます。

6. 議事録署名人の指名

会 長 はじめに、本審議会の議事運営規則第10条第3項の規定により、議事録署名人を指名させていただきます。

伊 藤 委 員

服 部 委 員

お二人にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

7. 非公開議案等の審査

会 長 次に、非公開議案等の審査ですが、本日ご審議いただく案件は、都市計画道路の変更が1議案です。

非公開の取り扱いについては、「千葉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱」第2条のただし書に非公開とすることができる規定がありますが、事務局からの提案がありますか。

事務局 本日の審議会に付議された1議案は、「千葉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱」第2条のただし書に該当する「非公開案件はない」ということでいかがでしょうか。

会 長 ただいまの事務局提案について、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 それでは、本日の審議会において非公開とする案件はないということで進めさせていただきます。

傍聴の方がおられましたら、事務局は入場させてください。

(傍聴人 入場)

会 長 議事に入る前に、傍聴人の皆さんにお願いいたします。

先ほど事務局からお配りした「傍聴要領」を読んでいただき、その内容をお守りください。円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

次に、報道関係の方がおられましたら、事務局は入場させてください。

(報道関係者 入場)

会 長 これより、報道関係の方々につきましては写真撮影等の許可をいたします。

(報道関係者 写真撮影)

会 長 それでは、写真撮影は終了とさせていただきます。

8. 議案審議

会 長 本日、審議していただく案件は1件です。重要な案件ですので、十分にご審議いただきますようお願いいたします。

また、議案は既にお手元にお届けした議案書のとおりですので、従来どおり議案の朗読については省略させていただきます。

これから議案の審議に入りますが、事務局は議案の説明を簡潔にお願いいたします。

第1号議案

会 長 それでは、

第1号議案 流山都市計画道路の変更について
を議題とします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 第1号議案 流山都市計画道路の変更について説明いたします。

今回ご審議いただくのは、流山都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線の変更です。

議案書の4ページの位置図、またはスクリーンをご覧ください。

下花輪駒木線は、埼玉、千葉、茨城の3県のつくばエクスプレス沿線地域を結ぶ広域幹線道路の一部であり、土地区画整理事業等の沿線整備に伴う交通需要を担う道路であるとともに、主要地方道草加流山線の流山橋の混雑緩和を図る道路です。

今回変更する箇所は、流山市北西部の三輪野山地区及び下花輪地区の赤い実線で示した区間です。

まず、変更の概要について説明いたします。

議案書の6ページの参考資料、またはスクリーンをご覧ください。

今回の変更箇所を含む松戸野田バイパスから埼玉県境までの約920m区間については、平成17年に県道松戸野田線との交差構造を平面交差として都市計画決定を行っています。

今回、松戸野田バイパスの西側の都市計画道路3・5・16号三輪野山西平井線及び県道松戸野田線との交差構造を立体交差に変更するものです。

次に、変更の経緯について説明申し上げます。

スクリーンをご覧ください。

平成17年の都市計画決定における流山市都市計画審議会において、「事業実施にあたっては、地域住民の意見を聞きながら、適切な環境影響評価を行い、事業に係る環境の保全について十分な配慮がなされるよう努めること」との付帯意見が付されました。

このため流山市では、事業者である県とともに、平成19年2月から住民との対話を行い、平成21年8月には当該変更区間における道路構造を変更し、県道松戸野田線との交差構造を立体構造にして環境対策を図るなど、事業化に向けた地元の意向を取りまとめました。

平成21年9月には、県に対して、県道松戸野田線との交差構造を立体構造にすること及び事業化に向けて所要の進めようとする要望書の提出を行ったところです。

県では、流山市とともに、平成19年2月から平成24年2月までに合計24回の住民対話集会等を行い、本年2月に流山市から、環境対策の一層の充実及び円滑かつ安全な交通処理を図るため、約610mの区間について構造形式を平面から立体に変更し、併せて線形の一部を変更する都市計画の案の申出を受け、進めてきたところです。

具体的な内容について、縦断計画、標準断面を用いて説明させていただきます。

まず、はじめに縦断計画について説明いたします。

議案書6ページの参考資料の左下、断面イメージ図、またはスクリーンをご覧ください。

黒のラインが現状地盤の高さを示しております。

青の点線のラインが平成17年の都市計画決定時の計画高さを示しており、松戸野田バイパスから県道松戸野田線との交差構造を平面交差としておりました。

なお、三輪野山西平井線の交差部付近の地形に対応するために、一部盛土構造としておりました。

今回、県道松戸野田線及び三輪野山西平井線との交差構造を立体交差としたことから、赤のラインが今回の計画高さを示しております。

次に、標準断面について説明いたします。

議案書の6ページの参考資料の右側、標準断面図、またはスクリーンをご覧ください。

今回の変更にあたっては、県道松戸野田線及び三輪野山西平井線との交差構造を立体交差としたことから、三輪野山西平井線の東側から埼玉県境までの構造を、標準断面図のとおり嵩上式、いわゆる高架構造とし、県道松戸野田線までは、沿道からの接続を確保するため側道を設置することとしました。

なお、下の図面が前回の標準断面図です。

このことにより、三輪野山西平井線との交差部の前後約220m区間について、土地利用の状況を踏まえ新たに側道を設けるなどしたことから、幅員を32mから33.5mに変更いたします。

さらに、県道松戸野田線の西側の約120mの区間についても高架構造とし、幅員を32mから23.8mに変更します。

議案書の5ページの計画図、またはスクリーンをご覧ください。

これは、今回の変更内容を平面に示したものです。

新たに区域に加わるのが赤で着色した部分、区域が廃止されるところが黄色の部分となっております。

今回の変更では、高架構造の区間については、側道を設ける必要があること、さらに、現状地盤の状況及び周辺土地利用の状況を踏まえ、既存住宅との接道を確保するとともに、新たに建物移転が生じないように、線形を北側に約8m変更し、併せて北側の側道から本線への合流部の形状を確保することとしました。

また、三輪野山西平井線については、今回、本線が高架構造に変更され、側道と平面での取り付けが可能となったため、流山市において黄色のハッチの部分を廃止する都市計画変更を行うこととし、本年6月29日に開催された流山市の都市計画審議会に付議され、可決されております。

以上の変更内容をまとめたものとして、議案書3ページ、またスクリーンの「変更概要」をご覧ください。

変更の内容は表のとおりとなっております。

本議案につきましては、案の縦覧の実施にあたり、事前に流山市の広報誌や千葉県及び流山市のホームページに関係事項の掲載等を行い、平成24年5月15日から5月29日までの2週間、千葉県都市計画課及び流山市都市計画課において案の縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

なお、本路線については、今回の変更にあたり流山市に意見を聞いたところ、市では本年6月29日に開催された流山市都市計画審議会に諮問した上で、県に対し、意見ない旨の回答がありました。

以上で第1号議案の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

会 長 　ただいま第1号議案について事務局から説明をしていただきましたが、ご意見、ご質問がございましたら、挙手をしてご発言ください。

委 員 　まとめて質問したいと思えます。

この三輪野山地域は、これまで巨大道路に反対する住民の会がつくられて、あの周辺はかなり立て看板などが立てられていた地域です。道路建設にあたって大事なのは住民合意

だと思えます。この間、都市計画決定の流れの説明が今ありましたが、今年2月に案の縦覧を行って公述書が出されています。反対、賛成、それぞれ幾つ出されて、その主な内容はどんなものなのか、説明をいただきたい。

二つ目が、平成21年8月に、三つの自治会と二つの団体、そして流山市長で覚書を交わしています。それ以降、先ほどの説明で、24回の住民集会を行ったと。住民集会で出された住民の要望の主なものと、それに県はどう対応してきたのかという内容を具体的にお示しいたきたい。

三つ目ですが、平面から高架に接続する三輪野山5丁目の高台の部分の住民への説明会を2回行っていきます。住民側の要望はどんなものがあるか、基本的に住民と合意が交わされたのかどうか。

四つ目は、いわゆるこの都市軸道路と言われるのは、つくばから三郷まで約30km、県内も通過するわけですが、流山に流れていく部分の江戸川新橋との関係が出てきます。この周辺の予測計画交通量はどの程度で、この道路と新橋ができることによって慢性的な渋滞になっている流山橋の渋滞はどの程度緩和されると推測しているのか。

最後に、今度の3・2・25号線を含めていわゆる都市軸道路は、県内6地区の区画整理内を走ります。区画整理内は区画整理事業によってこの都市軸道路の整備が行われますが、区画整理外は、今回の都市計画の案にかかっているように、県の事業として道路整備が行われます。県内で区画整理以外に都市軸道路は何km整備し、今、概算どの程度の予算規模になっているのかお示しいたきたい。

以上です。

事務局 まず、公述申し出に関して説明いたします。

今回、公聴会を4月14日に開催しております。公述については6名の方から申し出がありました。6名の方から様々ご意見をいただいております。その概要をお話しさせていただきます。

- ・今回、都市計画道路の線形を北側に振っていることについて納得できない。
- ・高架構造にしているが、松戸野田バイパスの交差点から高架構造になると思っていた。
- ・今回、側道を設置するが、側道から本線への安全な合流が図れるように、側道から本線への合流部に信号を設置してほしい。
- ・環境ということで、騒音、振動、大気汚染等による環境悪化が懸念される。
- ・地域分断。町が南北に分断されてしまう。

等の意見がございました。

それから、21年8月に流山市と地元の方との覚書が締結されております。覚書では、

- ・道路構造について、平面交差構造ではなく高架交差構造に変更することを千葉県へ要請する。
- ・環境対策については、流山市の都市計画審議会の付帯意見として付された内容について、県と協力して誠意をもって環境対策に取り組む。
- ・地権者への対応ということでは、移転対象の方（地権者）に十分配慮して、千葉県と協力して誠意をもって用地買収等と一緒に当たる。
- ・事業への協力ということでは、道路構造を高架構造に変更することについて県のほうから公式に表明された場合に、測量等に入ることに合意する。

という4点について締結されました。

第1点の道路構造については、今回、変更の手続をしております。21年8月に覚書を結んでおりますが、市から21年9月に県のほうに要望がありまして、その中で道路構造についても覚書に記されている内容についての要望がありました。それを踏まえて、今回このような変更の手続をさせていただいているところです。

環境対策については、住民の対話集会等を実施しておりまして、その中で23年5月に今回の構造の変更に伴う環境影響について説明させていただいたところです。

用地買収等のことについては、今後、誠意をもって対応するというところで進めております。

現在までのところ、道路構造、環境対策ということで対応させていただいております。

5丁目の住民説明会の前に、交通量について説明させていただきます。

流山橋の交通量ですが、平成22年のセンサスでいきますと、現況2万3,900台ということで、今回の都市計画変更に伴う事業を進めることにより、将来交通量については約1万6,000台程度に減少すると予測しております。

5丁目の説明会ですが、平成24年2月に市と県の説明会をさせていただいております。このとき具体的にどういう協議がされたかというのは、今、手元ございません。

県内の都市軸道路ですが、全体約10.1kmあります。区画整理以外については、約4.1kmということで事業を進めております。

事務局 5点目の整備状況について道路整備課より答えさせていただきます。

区画整理以外の事業の状況ですが、茨城県との境の利根川渡河部で道路事業で1.4kmを予定しております。今までに鉄道との併設橋の下部工のほうを施工して、用地買収は1.4kmすべて終わっているところです。

次に、流山市のほうに向かいます、区画整理の次に街路事業とありますが、これは延長で1.1kmで、用地はすべて100%買収が終わってしまっていて、暫定2車線で工事は終わり、供用しているところです。

あと、その隣、区画整理事業をまたぎ、現在、街路事業で700mを整備しているところで、全体事業費26億円のところ、事業費の進捗率が51%、用地のほうは78%という状況になっています。

今回対象の渡河部にわたる部分ですが、これは千葉県側の負担としては約100億円程度と今のところ概算をはじいております。

事務局 5丁目の高台の方への説明会ですが、その中では、北側に約8m変更していますので、それについて元に戻せないかというような意見がありました。

以上です。

会長 ご質問にお答えいただきましたが、よろしいでしょうか。

委員 ありがとうございます。

再度お聞きしたいのですが、2月に案の縦覧をして6名の方が公述書を出された。これは6名全員反対の意見ですね、先ほど説明はなかったですが、賛成の意見はゼロだったというのを確認したいのです。

それと、今の説明で、大きく言うと、位置や構造の問題、騒音・振動・大気汚染の問題、三つ目は地域が分断されるというような点で公述書が出されているのですが、この公述書

に基づいて今年の5月12日から案の縦覧を再度やっていますが、公述された6人の方の意見は5月の案の縦覧にはどう反映されているのでしょうか。案の縦覧、公聴会を行うのは住民の意見を聞くためだというのは、都市計画法の16条、17条でも示されています。どう反映しているのかというのを1点お聞かせいただきたい。

それから、三輪野山5丁目高台部分の方との話し合いを2回行っていますが、北側を元に戻すということについて、住民の要望に応えた内容にはなっていませんね。住民はまだ納得されていないという理解でよろしいのでしょうか。

この二つをお願いいたします。

事務局 公述申し出が6人の方からあり、先ほど公述の概要を説明いたしました。委員から話がありましたが、賛成という意味での公述の内容ではございませんでした。

それから、公述が行われて案の縦覧を行っておりますが、その段階で公述された内容について県の考え方を整理してホームページに掲載しております。そういう県の考え方を示した上で案の縦覧を行っております。

5丁目の方の「北側を戻す」ということについては、先ほど縦断計画それから標準断面図の説明をさせていただきましたが、議案書に付いている参考資料で説明させていただきます。

左側の「変更の概要」という図面ですが、今回、三輪野山西平井線の部分、前後の部分になりますが、こちらの部分で北側へ約8m区域を変更しますが、この部分については、下をご覧くださいますと、地形が、現状地盤を黒で示しておりますが、黒の部分はかなり急勾配になっております。断面的に申しまして、縦断的に急勾配になっておりますし、道路の両側の部分、特に南側の部分については現状地盤が高くなっており、そこに住宅も張り付いているということがあります。その関係で、道路等の接道考えたときに、どうしても北側へずらしませんか、幅員の確保、また側道の設置が困難であったということで、今回、北側にずらさざるを得ないということで、今まで地元の方にも説明させていただいておりますし、今回こういう形で事業を進めるということで計画として手続を進めてきたところ です。

会 長 ほかの委員にもご発言いただきたいので、3回目で一応一区切りということにさせていただきます。

委 員 では、最後にいたします。

公述書の6名の方の意見をいただいて、ホームページなどで県の考えを示しているということでしたが、2月の縦覧のときと、公述書によって意見をいただいた後の5月の縦覧のときは、基本的に内容は変わっていませんね。私はいただいたのですが、流山の都市計画審議会の中で流山市側が発言をしています。「反対の意見などをいただき、それに基づきまして、千葉県は県の考え方を公表し、結果として今回の案が出てきております。」、これは5月の縦覧です。「基本的に修正されていないのですが」と言っているのです。だとしたら、都市計画法16条で公聴会の設定がなされていますが、「住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」となっているのですが、公聴会を開いたり案の縦覧で意見書を提出してもらうことが、都市計画決定の手続を進めるための、言葉は悪いのですが、アリバイ的な、事業を進めるための一つの流れになってしまっているのは、住民の合意は得られないと思います。

もう一つ、三輪野山5丁目の皆さんも、2回説明会を開いていますが、納得していませんね。納得していないとしたらば、やっぱり住民にきちんと働きかけて住民合意を得るのが行政として前提になるのではないかと。これは私の意見です。

事務局 最後の一つお聞きしたいのは、元々この都市計画道路は、流山市の地点で3・5・33号線として幅員16mの道路が都市計画決定されています。それが平成17年に幅員32mの県決定の道路に変更された。その背景には、県内6地区で行っているつくばエクスプレスの沿線整備とあわせた都市軸道路の決定があると思いますが、それは間違いないでしょうか。

また、このルートは、区画整理、周辺の全体の土地利用を踏まえて、17年にこのルートで都市計画変更をして今回に至っているところです。

会長 ほかに、ご意見、ご質問いかがですか、

委員 今回の変更については、非常に結構な話だと思っております。隣接住民の意見を何度も繰り返し聞いて。平成17年に都市計画決定をしたときに、大勢の傍聴者が押しかけて、非常に長い時間審議したのを覚えております。それ以後、市のほうが話し合いを広めた。まして、つくばエクスプレスの沿線整備、今回の都市計画道路の変更は流山市としても都市計画の根幹を成すものだと思っておりますので、あの辺の整備も計画より非常に遅れておりますので、これも速やかに決定していただいて、速やかに事業を進行させるようにしていただきたいものであります。千葉県側ばかりでなく、埼玉県側のほうとのいろいろな関係もありますので、ぜひこれは当審議会としても認めるべきだと思っております。

会長 意見ということでよろしいですね。

ほかにいかがでしょうか。

委員 私も埼玉県の方から流山市内を抜けていく日常の道路の事情をつぶさに見ておまして、この決定をしていただいて、速やかにこの事業を進行していただきたい。速やかにこの仕事をしてもらいたいと付帯意見を付けていただきたいと思うわけでありまして。

会長 ほかにご質問、ご意見、ございませんか。

(「なし」の声あり)

会長 採決に入る前に、今、付帯意見とおっしゃられましたが。しかし、付帯意見を付けるとなると、原案どおりではなくなりますね。

委員 「速やかに」ということです。採決後に。

会長 採決後でよろしいですか。

委員 はい。

会長 それでは採決を取らせていただきます。

第1号議案を原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 多 数)

会長 賛成多数です。よって、千葉県都市計画審議会条例第5条第4項の規定により、第1号議案を原案どおり可決することに決定します。

委員が「付帯意見を」とおっしゃられたのは……。

委員 その後、速やかに事業を進捗していただきたい。

会 長 委員から「付帯意見を付けるべき」というご意見をいただきましたが、これについて事務局は扱いの仕方というのは何かございますか。

事務局 付帯意見に関する法的拘束力について説明いたします。

「都市計画法の運用Q&A（国交省都市計画課監修）」によりますと、都道府県の都市計画審議会の議を経るということは、審議会として都市計画決定することが適当であるか否かを決定するということです。審議会としては、付議された都市計画の案について、自ら案を修正したり条件を付けたりすることはできないとされていますが、ただし、付議された都市計画案について、例えば「計画実施にあたって地元住民と話し合うように」等の付帯意見を付すことは可能です。この付帯意見は法的な拘束力を持つものではありませんが、事業等を行う関係行政機関において尊重しなければならない責務を有すると考えられるとされております。

会 長 事務局から付帯意見について説明をいただきましたが、委員からもう一度、どういう付帯意見であるかということについて口頭でお願いいたします。

委 員 この道路は地域住民待望のことでありまして、西の道路が混んで、前からやられていることとございます。ですから、今日決定された後、できるだけ速やかに事業計画をしていただきたいということです。

会 長 どうもありがとうございます。

委員から、できるだけ速やかに事業を進めてほしいという趣旨の付帯意見を付すべきであるという意見をいただきましたが、これについて他の委員の方からご意見等ございませんか。

委 員 審議会として意見を添えるというのは、審議会の総意によって確認をされなければならないと思います。全会一致でこの議案が確認されて総意が確認されているのであればそれは構わないと思いますが、そうでない場合には、一委員の意見として議事録に残すというのが私は妥当ではないかと思えます。

今、委員からお話があったように、この巨大な幅員 32mの道路が都市計画決定されたのは平成 17 年です。その前は、流山が独自に昭和の時代から幅員 16mの道路の都市計画をしています。住民が要望しているのは、流山橋に代わる新しい橋です。ですから、この巨大道路を住民が望んでいるかどうかというのはまた別問題になってくるので、ぜひ一委員の意見というところに留めておいていただきたいし、そうすべきだと思います。

会 長 付帯意見をすべきでないという意見をいただきましたが、ほかに付帯意見に関しての意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

会 長 それでは、付帯意見を付すかどうか採決を取ってよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 文面については付帯意見を付すかどうかを決めた後でもう一度お諮りしたいと思います。付帯意見を付すことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 挙 手 少 数 ）

会 長 賛成少数です。挙手をされた方の数が過半数に達していませんでしたので、付帯意見については付さないということで決定させていただきます。

それでは、先ほど挙手をしていただきました第 1 号議案については、原案どおり可決す

ることに決定し、付帯意見等は付さないということを本審議会の結論としたいと思います。
以上をもちまして、予定された議案の審議はすべて終了しました。

9. その他 都市計画決定権限の移譲について

会 長 次に、「その他」として「都市計画決定権限の移譲について」、事務局から報告事項があります。都市計画審議会の議案に関わる内容とのことです。説明をお願いします。

事務局 都市計画決定権限の移譲について報告させていただきます。

まず、経緯ですが、基礎自治体への権限移譲と義務付け・枠付けの見直しを行う、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、通称「第2次一括法」と言っておりますが、この法律が平成23年8月30日に公布されました。

「第2次一括法」では、広域自治体である都道府県と基礎自治体である市町村の役割分担が見直されました。地域における事務は、基本的に市町村が処理し、都道府県は広域にわたる事務、市町村間の連絡調整に関する事務等を限定して行うこととされました。

これにより、都市計画法においても住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に権限移譲を行う改正が行われ、平成24年4月1日から施行されております。

お手元にお配りしている資料は、法改正後の県が決定する都市計画の内容を整理したものです。

今回、権限移譲された主な内容を説明させていただきます。

スライドをご覧ください。

地域地区としては、近郊整備地帯内の用途地域の決定権限が移譲されています。

また、都市施設のうち道路については、新たに4車線以上の市町村道も含め市町村道はすべて市町村の決定となります。

権限移譲の結果、県が決定する都市計画はお手元の資料のとおりとなります。上から、都市計画区域、都市計画区域の整備・開発及び保全の方針、区域区分、地域地区では臨港地区と航空機騒音障害防止地区及び同特別地区等、道路では一般国道や県道や自動車専用道路、公園では10ha以上で国・県が設置する公園、下水道では流域下水道と排水区域が2以上の市町村の区域にわたる公共下水道、市街地開発事業では50haを超える国の機関または県等が施行する土地区画整理事業と新住宅市街地開発事業等となります。

なお、千葉市については、政令指定都市ですので、都道府県と同等の調整能力があるものとされ、区域区分、一般国道及び自動車専用道路等の決定権限についても移譲されています。

今回の権限移譲による本審議会での審議案件数への影響について、昨年度までの5年間の案件数で試算した結果で説明させていただきます。

5年間では、本審議会で審査された案件は、建築基準法案件を含め約100件でした。今回の権限移譲は都市計画案件が対象となりますので、仮に当てはめてみますと、30件の都市計画案件が市町村決定となりますので、本審議会での審査案件は約70件程度となる計算です。

最後になりますが、今回の都市計画法の改正は、これまでの都市計画制度自体を改正したのではなく、都市計画決定権限の移譲が行われたものです。

この意味で、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示す県が定める都市計画区域の整備・開発及び保全の方針については、これまで以上に広域的な調整が求められており、県では、市町村の計画との調整を図りつつ、広い視野で都市計画制度を運用していきたいと考えております。

今後とも委員の皆様にはご支援、ご協力をお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

会 長 ただいま権限移譲について事務局から説明をいただきましたが、ご質問、ご意見ございませんか。

委 員 ここに一般国道などについても権限移譲されるということがありますが、例えばそうなると、千葉県に所在する国の機関、これを今まで管理運営をしていた機関はどういうことになるのでしょうか。

事務局 先ほど説明した一般国道については、整備ということではなく、都市計画決定の権限は従来どおり県が持っていますので、それについては変更はございません。市町村については、今回、道路の関係で権限が移ったというのは、2車線までは今まで市町村が決定する権限を持っていて、4車線になりますと決定権限を県が持っていましたが、その部分について、今回の「第2次一括法」の中で市町村道についてはすべて市町村で都市計画決定できることになったというのが大きな変更です。一般国道の分については、今回、変わっていないです。都市計画決定をするという意味での権限は県が持っているということです。

委 員 そうしますと、理解の仕方として、都市計画上の問題については県に移譲されたけれども、運営管理については国の機関が全部するのだよという理解になるのでしょうか。

事務局 今回は決定権限についてですので、整備に関しては都市計画のほうとしては変わっている部分ではございませんで、従来どおりになるかと思えます。

会 長 権限移譲は都市計画の決定に関する問題で、整備と維持管理については従来どおりということで、国道に関しては決定権もある意味では従来どおりということだそうです。

事務局は、後ほど詳しくご説明を。

ほかによろしいですか。

(「なし」の声あり)

会 長 事務局からほかになにか用意されていることはありますか。

事務局 ございません。

10. 閉 会

会 長 それでは、これで第172回千葉県都市計画審議会を閉会します。本日は熱心にご審議をいただき、ありがとうございました。

— 以上 —